

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 56 号
2023 年 7 月

目 次

[書評]

抽選制の政治思想史——Yves Sintomer, *The Government of Chance: Sortition and Democracy from Athens to the Present* を読む
岡崎晴輝…………… 1

[2024 年研究大会]

第 31 回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ…………… 5
第 31 回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ…………… 7
「学会報告奨励賞」のご案内…………… 8

[第 16 回日韓政治思想学会・共同学会会議]

報告者募集のお知らせ…………… 9

[政治思想学会倫理綱領・倫理委員会規程]

政治思想学会倫理綱領…………… 10
政治思想学会倫理委員会規程…………… 12

[会務報告]

2022 年度会計報告書…………… 14
2023 年度予算案…………… 15
2022 年度第 3 回理事会議事録…………… 16
2022 年度第 4 回理事会議事録…………… 18
2023 年度第 1 回理事会議事録…………… 19

抽選制の政治思想史

—Yves Sintomer, *The Government of Chance: Sortition and Democracy from Athens to the Present* (Cambridge University Press, 2023) を読む

岡崎晴輝(九州大学)

近年、司法だけでなく政治の世界においても抽選制への関心が高まっている。日本でも、ダーヴィッド・ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』が翻訳され、大きな反響を呼んだことは記憶に新しい(ヴァン・レイブルック 2019)。政治思想学会では、山口晃人会員と私が抽選制の政治理論研究に取り組んできたが、その一方で、抽選制の政治思想史研究に取り組む会員はまだいないようである。しかし、日本の西洋政治思想研究が古代アテナイを例外として抽選制の理論と実践を視野に収めていない現状を考えれば、抽選制の政治思想史研究に取り組む意義は大きい。

海外では、抽選制の政治理論研究だけでなく(e.g. Gastil and Wright et al. 2019)、抽選制の政治思想史研究もなされてきた。その嚆矢となったのがベルナルド・マナン『代議政体の諸原理』である(Manin 1997)。同書は抽選制を擁護したわけではないが(Sintomer 2023: 237)、ケンブリッジ大学から英語版が公刊されたこともあり、抽選制の理論と実践に大きな影響を及ぼしたのである。その後も、Dowlen (2008)、Lopez-Rabatel and Sintomer, eds. (2020)といった研究書が公刊されている。

そうしたなか、2023年初頭にケンブリッジ大学出版局から抽選制に関する重要な研究書が公刊された。それが、ここで採りあげるイヴ・サントメール『偶然の政体』である。本書は、サントメールがフランス語で著した旧著 Sintomer (2011)の「まったく新しい版」(Sintomer 2023: xiii)である。サントメールが著した8本の論文が組み込まれており、量的にも質的にも充実したものになっている。サントメールは歴史社会学と政治理論の方法を組み合わせているとしているが(Sintomer 2023: 7-9)、政治思想史研究にとっても得るところが大きいであろう。

さて、サントメールによれば、本書は四つの問いに答えようとしている(ただし、Sintomer 2023: 10-11, 18, 124, 187, 250で少しずつ異なっている)。第一に、古代、中世・初期近代における様々な抽選制はどのような意義を有していたのであろうか。第二に、なぜ近代では、政治の領域から抽選制が消滅したのであろうか。第三に、なぜ20世紀後半に抽選制が政治的に復活したのであろうか。そして第四に、抽選制は民主主義の危機にたいする有望な解決策たりうるのであろうか。サントメールの答えを要約すれば、おおよそ次のようになるであろう(cf. Sintomer 2023: 11-16, 250-252)。

(1) 古代、中世・初期近代における様々な抽選制はどのような意義を有していたのであろうか。サントメールによれば、抽選制は民主主義の道具であると見なされているが、歴史を遡れば、そう単純な話ではない。たしかに、アテナイでは、抽選制は公職を市民に平等に分配するために使用されていた(分配的民主政)。しかし、古代の西アジアや地中海地域では、抽選制は政治的ではなく超自然的・宗教的に使用されていた。他方、共和政(・帝政)ローマでは、抽選制は政治的に使用されていたが、その目的は公職を市民に平等に分配することではなく、公職をエリート内で公平に分配したり、投票順のような手続きを決めたりすることだった。抽選制は、共和主義を象徴する道具だったのである(第1章)。

中世において抽選制が復活し、イタリアのヴェネチアやフィレンツェなどで抽選制が使用された。その後、初期近代になると、スペイン、スイスその他の西欧諸国(イングランド、フランス、ドイツ)でも抽選制が使用されるようになった。これらの事例が示しているように、中世や初期近代においても、抽選制は至る所で使用されてい

た。しかしそれは「分配的民主政」の道具ではなく「分配的貴族政」の道具であった。抽選制は、共和主義という文脈において、政治対立を緩和し政治腐敗に抗するために、エリート内で名誉・権力・公共財を公平に分配する道具として、選挙制や指名制と組み合わされて使用されていたのである。その際、偶然は科学的にはなく実利的に飼いなされ、抽選制は合理的な道具であると見なされていた(第2章)。

(2) それでは、なぜ近代に入ると、抽選制は政治の領域から消滅したのであるか。サントメールによれば、抽選制が消滅したのは、マナンが解釈するように、それが民主主義的であると考えられていたからではない。また、抽選制が忘れ去られていたからでも、大規模社会で実現不可能だったからでもない。抽選制が消滅したのは、むしろ次の理由によるものである。第一に、抽選制は「人民主権」ないし「人民の意思」に基づく「委任代表」とは適合しないと考えられたこと。代表が正統性を持つためには、有権者から明示的に委任を受けなければならないと考えられたのである。第二に、抽選制は「自由意思」を重んじる合理主義とも適合しないと考えられたこと。抽選制は、偶然に身を委ねる非合理的なものであると考えられたのである。そして第三に、無作為抽出に基づく「代表標本」という手法が発見されていなかったこと。記述的代表を目指した人々も、抽選制によって人々の縮図(ミクロコスモス)を作ることができるとは考えなかったのである。こうして抽選制は政治の領域から姿を消していったが、その一方で、司法の領域では、陪審員を選出するために抽選制が使用されるようになった。司法の領域では、個々人の良識に基づいて公平な判断を下すことができればよく、人々は代替可能であると考えられていたのである(第3章)。

(3) それでは、なぜ20世紀後半に抽選制が政治的に復活したのであるか。サントメールによれば、抽選制が復活したのは、代表標本という手法によって偶然を科学的に飼いならすことに成功し、抽選制によって記述的代表を最もよく実現できると見なされるようになったからである。18

世紀末には非合理的なもので見なされていた抽選制は、いまや、ミニ・パブリックスを実現する合理的な道具であると見なされるようになった。加えて、熟議が決定的に重要なものと見なされるようになったことも相まって、20世紀後半に抽選制が復活したというのである。

ただしサントメールは、抽選制復活の第一波と第二波を区別する必要があるとしている。第一波では、市民陪審制、コンセンサス会議、熟議型世論調査といった諮問型のミニ・パブリックスが設置されたが、それらはトップダウン的なものであり、大きな影響を及ぼすことはできなかった。これにたいして、21世紀の第二波では、権限を付与されたミニ・パブリックスが設置されるようになり、当局だけでなく社会運動からも支持されるようになった。一例を挙げれば、ベルギーやフランスでは常設型の抽選制市民評議会が設置されるに至ったのである。ただし、第二波の実験は多様であり、抽選制を活用する民主主義の構想は熟議民主主義、反政治民主主義、ラディカル・デモクラシーに分岐しているという(第4章)。

(4) 抽選制は、ポスト・デモクラシーや権威主義といった民主主義の危機にたいする有望な選択肢たりうるのであろうか。サントメールによれば、権限を付与された抽選制は「民主主義を民主化する」のに有望である。その際、熟議民主主義や反政治民主主義よりも、ラディカル・デモクラシーのほうが有望である。三つの構想とも抽選制を擁護しているが、自治の理念を掲げるラディカル・デモクラシーは、熟議民主主義とは違い、熟議における権力関係を捉えるとともに、ラディカルな社会変革を構想するからである。また、一枚岩の「人民」を想定する反政治民主主義とは違い、公正な社会においても利害や価値の対立と闘争があることを承認するからである。ラディカル・デモクラシーの構想により、古代の民主主義、19・20世紀の民主主義に続く、21世紀の「民主主義3.0」を実現していくことが必要だというのである(第4章;第5章)。

以上のような内容を持つ本書は、これまで通説

の座を占めてきた Manin (1997) を乗り越える研究書であると位置づけることができるであろう。Manin (1997) とは違い、抽選制そのものを主題としていることを考えれば、当然といえば当然であるが、本書は量的にも質的にも、抽選制の政治思想史に関する最も重要な研究書になっている。

情報量を見ても、マナン以降の研究の蓄積を踏まえ、抽選制の歴史を分厚く記述している。マナンもギリシア、ローマ、フィレンツェ、ヴェネチアの歴史を扱っていたが、サントメールはそれらに加えてスペイン、スイスをはじめとするヨーロッパ各地の事例を豊富に紹介している。それどころか、ヨーロッパを越えて、インド、中国、メキシコの事例も紹介している (Sintomer 2023: 66-68, 126-131, 135, 185, 208-209)。また、数多くの政治思想家にも目配りしている。マナンもプラトン、アリストテレス、マキアヴェッリ、グイッチャルディーニ、ハリントン、モンテスキュー、ルソーなどを採りあげていたが、サントメールは、彼ら以外にも実に多くの政治思想家を採りあげている。特に「抽選制の最後の砦」だったペーター・オクス (Peter Ochs) とその論敵によるスイス政治思想史は、短いながらも、我々に重要な知見を与えてくれるであろう (Sintomer 2023: 152-156)。

本書はまた、なぜ抽選制が消滅したかに関するマナンの通説的解釈にたいする痛烈な批判ともなっている。サントメールによれば、マナンは二つの説明をしている。第一に、アメリカ革命やフランス革命の指導者が「選挙貴族政」を望んだため、民主主義的な抽選制を退けたこと。第二に、「被治者による同意」という理論が定着していたため、抽選制を正当化するのが難しかったことである。しかし、フランス革命前夜においても貴族主義的体制において抽選制が依然として使用されていた。また、なぜ急進派・革命派が抽選制を提唱しなかったのか、なぜ陪審制が増加したのかも説明がつかないというのである (Sintomer 2023: 11-12, 125-126, 164, 183)。

こうしたマナン批判は妥当であるように見えるが、その一方で、なぜ抽選制が復活したかに関す

るサントメールの解釈は十分ではないように思われる。三つの要因のうち、代表標本という手法は開発されたが、それ以外の要因については変化しただようにはみえないからである。そうであるとすれば、抽選制の復活については、より説得力のある解釈が必要になるであろう。おそらくこれ以外の論点についても、西洋政治思想史研究者が探究する余地が残されているであろう。

本書は、西洋政治思想史研究者だけでなく日本政治思想史研究者にとっても示唆的であろう。日本においても抽選制が皆無であるわけではないからである。中世においては「神慮を探る手段」として「くじ」が多用されていた (桜井 2020)。現在も「おみくじ」や「宝くじ」だけでなく、裁判員制度や検察審査会制度においても抽選制が使用されている。さらに、政治においても各種の抽選制が使用されており、たとえば得票数が同じである場合に抽選で当選人を決定することになっている (馬場 2019: 156)。サントメールは、抽選制研究は非西洋地域・比較分析へと拡張されなければならないとし (Sintomer 2023: 277)、インド、中国、メキシコの抽選制を扱っているが、日本の抽選制については裁判員制度に言及しているのみである (Sintomer 2023: 270)。日本における抽選制の伝統を発掘し、英語 (英訳を含む) で発信していけば、抽選制の政治思想史研究に貢献することができるであろう。

他方、政治理論研究者にとっては、本書はやや物足りないかもしれない。しかしそれでも、抽選制の理論的根拠に関する類型論は参考になるであろう。サントメールによれば、なぜくじを引くかに関する理論的根拠は、(1)神意・天意を汲み取ること、(2)公平性を確保すること、(3)政治的平等を促進することに分けることができる。そして、(3)政治的平等は、①人民全体の縮図を作ること、②誰もが有する常識に依拠すること、③すべての人々が順番に自治を担うことに分けることができるという (Sintomer 2023: 231-234)。また、抽選制は民主的代表の原理に反するのではないか、非合理的な決定をもたらすのではないか、政治の多元性・闘技性と相いれないのではないか、と

いう批判にたいする反論も参考になるであろう (Sintomer 2023: 252-267)。

以上の概要だけでも、本書がすべての政治思想学会会員にとって有益な研究書であることが分かるであろう。サントメールの成果を踏まえ抽選制という論点を取り込めば、我々の政治思想研究は一層発展するに違いない。

謝辞 本稿の草稿は、2023年6月9日の民主主義理論研究会で報告した。参加者の皆様に感謝したい。

引用文献

- Dowlen, Oliver (2008) *The Political Potential of Sortition: A Study of the Random Selection of Citizens for Public Office*, Imprint Academic.
- Gastil, John and Erik Olin Wright et al. (2019) *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*, Verso.
- Lopez-Rabatel, Liliane and Yves Sintomer, eds. (2020) *Sortition & Democracy: History, Tools, Theories*, Imprint Academic.
- Manin, Bernard (1997) *The Principles of Representative Government*, Cambridge University Press.
- Sintomer, Yves (2011) *Petite histoire de l'expérimentation démocratique: Tirage au sort et politique d'Athènes à nos jours*, La Découverte.
- ヴァン・レイブルック, ダーヴィッド (2019) 『選挙制を疑う』 岡崎晴輝/デイミトリ・ヴァンオーヴェルベーク訳、法政大学出版局。
- 桜井英治 (2020) 「人事と天命のあいだ——中世人とくじ」、『論究ジュリスト』No. 32、176-184 頁。
- 馬場健一 (2019) 「「くじ引き」を統治制度の現実から考える」、『論究ジュリスト』No. 31、155-162 頁。

第31回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ

2024年5月25日(土)・26日(日)に国際基督教大学で開催される第31回研究大会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 募集するパネルのテーマ

- ・多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第31回統一テーマ「政治と性／ジェンダー／セクシュアリティ」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

2. 応募資格

- ・パネルを構成する者が全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- ・2023年度研究大会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した方は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、2023年度研究大会において、司会者・討論者であった方は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する方は、2024年度研究大会の自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者、これまで報告したことのない会員を優先する場合があります。
- ・2024年度パネルで報告者を務めた者は、2025年度と2026年度の公募パネルに報告者として応募することができません。

3. パネルの構成、時間、使用言語

- ・パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。

- ・各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- ・一つのパネルは1時間40分(予定)です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を一応の目安とします。
- ・公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従ってください。
- ・パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催中の土曜日・日曜日の8:40 - 18:30の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。
- ・パネルで使用される言語は、日本語もしくは英語とします。

4. 応募手続き

- ・応募は応募代表者が行います。
- ・応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んでください。
- ・応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行われる場合は、パネルの題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したものも添付すること)。
- ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行

われる場合は、報告の題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したのも添付すること)。

③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

- ・ Eメール宛先

岡野八代 yot07814@gmail.com

件名欄に「政治思想学会 2024 年度 公募パネル」と明記してください。

- ・ 締切日 2023 年 9 月 10 日 (日) 必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2023 年 9 月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2024 年 5 月 1 日 (水) までに、報告原稿 (フルペーパー) のファイルを HP 担当者の小田川理事 (odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、岡野理事 (yot07814@gmail.com) の両方にメールでお送りください。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDF のいずれかの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿 (フルペーパー) を事前に送付してください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70 部を印刷し、当日持参してください。

企画委員会 岡野八代 (同志社大学) (主任)
梅森直之 (早稲田大学)
田村哲樹 (名古屋大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

岡野八代 yot07814@gmail.com

件名欄に「政治思想学会 公募パネル 問い合わせ」と明記してください。

第31回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2024年5月25日(土)・26日(日)に国際基督教大学で開催される第31回研究大会において、自由論題セッションを設けます。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。2023年度研究大会の自由論題に採用された方は応募できません。2024年度研究大会の公募パネルに司会者および報告者として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40～18:30の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に横書きで、氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)を記した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・ 報告および報告原稿は日本語によるものとします。
- ・ Eメール宛先
岡野八代 yot07814@gmail.com
件名欄に「政治思想学会 2024年度 自由

論題」と明記してください。

- ・ 締切日 2023年9月10日(日) 必着

4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2023年9月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

報告者は、2024年5月1日(水)までに、報告原稿(フルペーパー。形式はPDF、Microsoft Word、一太郎のいずれか)を送付してください。

送付先は、(1)HP担当者の小田川理事(odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、岡野理事(yot07814@gmail.com)の両方、および(2)当該分科会のパネリスト(司会者・報告者)全員です。報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。

事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

企画委員会 岡野八代 (同志社大学) (主任)
梅森直之 (早稲田大学)
田村哲樹 (名古屋大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

岡野八代 yot07814@gmail.com

件名欄に「政治思想学会 自由論題 問い合わせ」と明記してください。

「学会報告奨励賞」(2023年度)のご案内

学会報告奨励賞(2023年度)は、2024年5月に開催される研究大会で学会報告を行う会員に対して旅費を支給するものです。自由論題での発表を考えている方は、別途自由論題の報告者募集に必ずご応募ください。質問がありましたら政治思想学会事務局までお寄せください(E-mail: jcsptoffice@gmail.com)。

学会報告奨励賞 応募規定(2023年度)

1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費(交通費・宿泊費)を支援するために設けるものである。

2. 応募資格

- ①政治思想学会の会員であること。
- ②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。
- ③博士課程在学者、専任職(学振研究員等を含む)についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

3. 応募条件

- ①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。
- ②2023年9月10日(日)までに応募すること。

4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

- ①次の書類を上記期間に、事務局宛に送ること。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募

と明記すること。

- (1)履歴書
- (2)業績書
- (3)原則として、他組織からの援助のないものを優先するので、申請時にはかの組織による援助を受けることが決定している場合、あるいは援助を申請中の場合は、業績書にその旨を明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔軟に運用する。

③発表終了後に領収書(旅費・宿泊費)を提出すること。

5. 支給額

交通費:4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費:1万円以内の実費。

6. 注意事項

①本賞の受賞者が他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは堅く禁止する。応募者は二重給付の事態が生じないように留意すること。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談のうえ予約手続きを進めること。

第16回日韓政治思想学会・共同学術会議（国際基督教大学） 報告者募集のお知らせ

2023年12月9日、国際基督教大学で開催される第16回日韓政治思想学会・共同学術会議（Japan-Korea International Joint Conference for the Study of Political Thought）において、報告者を1名、募集します。

日韓政治思想学会は、韓国政治思想学会と政治思想学会が共同で開催している国際学術会議です。第16回共同学術会議の共通論題は、「ポピュリズムとデモクラシーの行方—危機の時代の政治思想」です。

この募集は、将来における政治思想研究を中心とした日韓学術交流のさらなる発展を目指し、両学会間の若手研究者による交際を主眼としたものです。

使用言語は、日本語（ならびに韓国語）です。日本語と韓国語の同時通訳がつかます。

1. 日程と場所

2023年12月9日（土曜日）、国際基督教大学において開催されます。

2. 応募資格

- ・政治思想学会の会員。
- ・ただし、応募時点で政治思想に関する研究歴が15年程度までの会員に限ります。
- ・報告の内容が共通論題と関連性を持つ限り、研究の対象分野は、とくに問いません。（決して、東アジア・日本政治思想史、日韓関係、韓国政治などに限定されるものではありません）

3. 共同学術会議への参加について

報告が決定した者は、2023年10月15日までに、日本語（または韓国語）で8000字前後の報告原稿（フルペーパー）を提出してください。

原稿はその後、韓国語（または日本語）に翻訳され、共同学術会議において報告資料として配付

されます。

4. 応募手続き

- ・応募者は、A4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して、国際交流委員会（日韓担当）（jcsptkorea@gmail.com）に送付してください。ファイルは、Microsoft WordかPDFの形式をお願いします。

(1) 応募者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

(2) 報告の題目、ならびに要旨（2000字以内）

- ・提出の際、件名欄に「2023年度日韓政治思想学会報告者公募」と明記してください。
- ・締切日 2023年8月31日23時59分まで（必着）
- ・書類を受領後、3日以内に、応募者に受領確認のメールをお送りします。もし万が一にも受領確認のメールが届かない場合は、下記の国際交流委員会の連絡先にお問い合わせください。

5. 審査手続き

レフリーによる審査を経て、2023年9月15日までに、その結果を応募者に通知します。

6. 問い合わせ先

その他、質問やご不明な点などございましたら、政治思想学会・国際交流委員会（日韓担当）（jcsptkorea@gmail.com）にお問い合わせください。

政治思想学会倫理綱領

2022年度第2回総会決定(2023年5月27日)

政治思想学会は、政治思想に関する研究を促進し、研究者相互の交流を図るという「政治思想学会規約」第1条の目的を遂行するため、本学会の会員および本学会による学術研究に関わるすべての者が遵守すべき倫理規範、および会員によるその違反に対する処分について、以下のとおり定める。

第1条【研究・教育・学会運営における公正の確保】会員は、研究・教育・学会運営にあたって、公正な態度、行動を維持しなければならない。

第2条【研究の倫理性確保】会員は、研究に当たって、研究目的と研究手法の倫理性に充分注意を払い、社会の信頼を損なわないよう留意しなければならない。

第3条【差別の禁止】会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などによって、差別的な扱いをしてはならない。

第4条【ハラスメントの禁止】会員は、アカデミック・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなど、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

第5条【人権とプライバシーの尊重】会員は、調査を実施する際には、調査対象者の人権とプライバシーを尊重しなければならない。

第6条【研究資金の適正使用】会員は、研究資金を適正に取り扱い、これを濫用してはならない。

第7条【著作権の尊重】会員は、研究に当たって、著作権を尊重しなければならない。剽窃・盗用・二重投稿など、著作権を侵害する行為をしてはならない。

第8条【倫理委員会の設置】政治思想学会は、本規程の目的を実現するため、理事会の下に倫理委員会を設置する。倫理委員会については、別に定める「倫理委員会規程」によることとする。

第9条【措置】理事会は、倫理委員会からの提案に基づき、以下の処分を行うことができる。

- (1) 除名
- (2) 退会勧告
- (3) 会員資格の停止
- (4) 学会の役職・委員会の委員就任、研究大会での登壇、学会誌『政治思想研究』の査読および論文投稿について、一定期間の自粛勧告

第10条【異議申立て】 処分が決定した会員は、処分内容について、理事会に対して異議申立てを行うことができる。異議申立ての期間は、処分の通知を受けた日から2週間以内とする。

第11条【外部への通知】 理事会は、第9条に規定された処分の内容について、処分が決定した会員が所属する研究機関等に対して、状況を勘案したうえで不正行為に関する通知を行うことができる。

*この綱領は、2023年5月27日より施行する。改廃については、総会の議決を経ることとする。

政治思想学会倫理委員会規程

2022年度第2回総会決定(2023年5月27日)

第1条【目的】

本倫理委員会(以下、委員会)は、「政治思想学会倫理綱領」第8条に基づき設置されるものである。本委員会の目的は、学会活動およびそれに関連する活動において生じた倫理的な問題に関する学会への質問・相談を受け付け、理事会の付託・諮問を受けて学会としての対応を協議することにある。

第2条【委員会の構成および任期】

1. 委員は理事から2名、会員から1名以上を理事会で選出する。委員長は、理事会において互選される。
2. 委員および委員長の任期は2年とする。

第3条【任務】

1. 委員会は、理事会の付託・諮問を受けて、以下の事項を審議する。
 - (1) 「政治思想学会倫理綱領」に違反すると疑われる行為
 - (2) 本学会の名誉を傷つける行為
2. 委員会は、学会への質問・相談に関する協議結果を理事会に報告し、理事会の決定に基づいて、質問・相談に対する学会としての回答・通知等を行う。
3. 委員会は、「政治思想学会倫理綱領」の内容および趣旨について、広く会員への周知と啓発に努める。
4. 委員会は、「政治思想学会倫理綱領」の内容を必要に応じて見直し、その整備・充実に努める。また、委員会での検討結果を理事会に報告する。

第4条【措置】

委員会は、審議を経て、以下の処分・勧告を理事会に対し提案できる。

- (1) 除名
- (2) 退会勧告
- (3) 会員資格の停止
- (4) 学会の役職・委員会の委員就任、研究大会での登壇、学会誌『政治思想研究』の査読および論文投稿について、一定期間の自粛勧告

第5条【事務および相談窓口】

1. 委員会の職務に伴う事務は、政治思想学会事務局が担当する。
2. 学会事務局は、倫理的な問題に関する学会への質問・相談者からの相談を受け付ける、事務上の相談窓口となる。

第6条【守秘義務】

委員会委員および全ての関係者は、委員会に付託された事柄について守秘義務を負う。

第7条 【改廃】

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2023年7月20日発行 発行人 木部尚志 編集人 辻 康夫
政治思想学会事務局 〒070-8621 北海道旭川市北門町9丁目
北海道教育大学旭川校 田畑真一研究室内
E-mail: jcsptoffice@gmail.com

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）
（株）アドスリー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-20 サンライズビルⅡ3F
Tel : 03-3528-9841 Fax : 03-3528-9842
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>